

緊急時の対応措置について

1. 大阪府教育委員会が報道機関を通じて指示する場合は、その指示に従ってください。
(午前6時または7時のニュースには特に注意してください)

2. 暴風警報が発令されたとき(大雨警報・洪水警報は、この対象ではありません)
大阪府立市岡高等学校では、大阪府に暴風警報が発令されたとき、以下の対応をとります。

【平常7限授業時の対応について】

- 6時30分時点で、暴風警報が発令されている時は、自宅待機とする。
- 6時30分から7時30分の間に、暴風警報が解除された時は、9時35分より2限の授業を行う。
- 7時30分から8時30分の間に、暴風警報が解除された時は、10時30分より3限の授業を行う。
- 8時30分から9時30分の間に、暴風警報が解除された時は、11時25分より4限の授業を行う。
- 9時30分から11時00分の間に、暴風警報が解除された時は、12時55分より5限の授業を行う。
- 11時01分時点で、暴風警報が発令されている時は、休校(学校休業)とする。

【短縮授業時の対応について】

- 短縮授業3限の日で、暴風警報が11時まで解除されたときは、解除後2時間をめどにその日の授業をすべて行う。
- 短縮授業4限の日で、暴風警報が9時30分までに解除されたときは、解除後2時間をめどにその日の授業をすべて行う。また、暴風警報が9時30分から11時00分の間に、暴風警報が解除された時は、12時55分より1・2・3限の授業を行う。

【暴風警報発令時の考査】

- 定期考査の日で、暴風警報が11時まで解除されたときは、その日の考査をすべて行う。解除後2時間以内に登校して受験すること。考査の日程は別途知らせる。
- 11時01分以降に、解除された時は、休校(学校休業)とする。

<注意事項>

- 大阪府下に警報が発令されている場合、自宅待機とします。(欠席扱いとはなりません)
在住する地域に警報が発令されていないことがありますので注意してください。
- 週休日、長期休暇中なども上記に準じます。
- 土日、長期休暇中の講習や部活動等については基本的に中止としますが、別に指示がある場合はその指示に従ってください。
- すでに登校しているときに警報が発令された場合は、帰路の安全を確認したうえで、担当の先生等の指示に従って早急に帰宅してください。
- 何よりも、**安全を第一**とした行動をとってください。

3. 特別警報（大雨・暴風・高潮・高波や、津波・地震等）が発令された場合

「2. 暴風警報が発令された場合」に準じた対応をとります。

4. 交通機関の運転見合せ、在住する地域での避難勧告等

- 登校できない場合は、個々の状況に応じて「欠席扱いとしない」対応をとりますので、安全を第一に考えた行動をとってください。
- 授業の有無・開始時刻等は、交通機関の運行状況と生徒の登校状況を判断し、本校学校ホームページの『緊急連絡ブログ』でお知らせします。